

入札等監視委員会 審議概要

(ホームページ掲載日：令和8年7月31日)

開催日及び場所			令和8年6月17日（水曜日）九州森林管理局4階第2会議室		
委員			渡邊 剛（弁護士） 諏佐 マリ（熊本大学法学部准教授） 林田 展幸（公認会計士）		
審議対象期間			令和7年10月1日～令和8年3月31日		
審議対象案件			340件 うち、1者応札案件170件 		

	質問	回答
委員からの意見・質問 それに対する回答等	○指名停止等について 特になし	
	○抽出事業について (鶴見嶽(中釣1溪・2溪)治山工事(関連災)) 1 ①落札率が高くなった理由は何か。 ②概算発注方式とはどのような方式か。 ③ウェアラブルカメラ等による試行やアンケート調査とはどのようなものか。	①積算に用いる歩掛や労務単価等を公表し、契約後も設計書等を含む工事内容を公開しているため、それらを参考にして応札者の積算が予定価格に近い金額となったものと考ええる。 ②災害の場合、早期復旧が必要なため、全体設計が完了していない時点でも段階的に発注して工事を進めていく、災害復旧工事の手法である。 ③山奥の工事現場への移動時間削減を目的に、ウェアラブルカメラを使ったオンラインでの出来形確認を試行している。アンケートは、その効果・課題を把握し、今後の正式採用に向けた検討材料とするためのものである。
	(猪之瀬戸林道災害復旧工事及び由布鶴見南平治山工事(関連災)) 2 ①契約金額が高額となった理由は何か。	①本工事は、令和6年の台風による大規模災害箇所、近接する林道と治山の工事を合わせて発注したため、工事規模が大きくなり高額となった。
	(皆越地区治山工事3) 3 ①工期が長い割に少額である理由は。また参加者が1者であった理由は何か。 ②参加が1者のみとなる状況への対応は。	①本工事は、災害復旧とは異なり、計画的な流域保全総合治山事業であるため、余裕ある工期を設定できる。また、参加者が1者となった理由については、地理的条件や当該エリアの事業者数が少ないこと等が考えらるが、明確な理由は不明である。 ②不落・不調となった場合は、原因を分析した上で再公告を実施するが、公平性の観点から特定業者への個別の働きかけは行わない。今後は、発注時期の調整やICT活用等により、参加しやすい環境づくりに努める。
	(九州森林管理局森林技術・支援センター解体撤去工事) 4 ①落札率が低くなった理由は。また、設計業者と工事業者の関係は。 ②今後の予定価格積算への反映は。	①調査基準価格を下回ったため、落札を保留し確認したところ、応札業者の関係先が工事箇所の近隣にあり、工事コスト等を低く抑えられることを確認した。なお、設計業務は別途入札を実施しており、工事業者との関係はない。 ②今回の結果を踏まえ、今後の積算に活かしていくよう検討する。
	(治山実施設計業務(安久鹿倉地区)) 5 ①緊急随意契約とした理由は。 ②随意契約の起案文書において緊急性の根拠が分かりにくい。今後丁寧な記載をお願いする。	①令和7年5月の豪雨災害により地すべりが発生し、河川閉塞や土石流発生の危険性が非常に高かったことから、早急な対応が必要と判断したため。 ②ご指摘を踏まえ、今後は随意契約の理由について、分かりやすく丁寧に記載するよう検討する。
	(松くい虫防除事業(樹幹注入)請負) 6 ①落札価格が低くなった理由は。 ②入札参加者により紙入札、郵便入札、電子入札と様々な入札方法がとられたときに、仮に同額入札となった場合のくじ引きはどのように行われるのか。	①受注者が新規参入業者であったことから、実績確保を目的とした応札となり、入札金額が低く抑えられたのではないかと考えられる。 ②応札者全員が電子入札の場合は、電子くじで対応するが、それ以外の場合で、くじ引き時に応札者が不在となる場合は、入札に関係のない職員を選出し応札者の代理としてくじを引かせ決定する。

	7	(田代山国有林森林整備事業(保育間伐【活用型】)外事業請負) ①落札率が高くなった理由は。 ②予定価格に合わせるような誘導や業者への無理はないか。	①当予定地は造林事業を付帯しており、事業着手が遅れると履行期限までに完了できないと判断したため随意契約とした。応札者が1者であり、再度入札でも落札せず、最終的には見積徴収となったことから、積算額が予定価格に近くなったのではないかと考える。 ②予定価格は非公表であり、価格の提示は一切行っていない。適正に積算した予定価格内での契約であり、無理はないものと認識している。
	8	(秋切谷国有林森林整備事業(保育間伐【活用型】、除伐)請負) ①なぜ再公告を行わず随意契約としたのか。 ②不落となった場合、予定価格の見直しや引き上げは行うのか。	①再公告を実施した場合、契約までに相当日数を要し、事業体及び事業期間の確保が困難となり履行期限までに完了できないと判断したため。 ②予定価格の引き上げ等は原則行わない。今後は、事業規模を調整し入札に参加しやすくする等の対応をとり、入札を行うことも検討する。
	9	(物品の購入(現場用品類)) ①九州各地・沖縄まで含めた広域への配送コストを踏まえても、一括調達が適切と判断したのか。 ②仕様書の訂正が多い理由は。	①個別調達と比較しても配送コストに大きな差はなく、事務効率の面からも一括調達が合理的であると判断した。 ②規格・品質の誤りや、製造中止品の判明等によるものである。今後は確認作業を徹底する。
	10	(吹上浜(松潟国有林外)治山事業(伐倒駆除)請負) ①特別伐倒駆除事業と比較して、面積に対する契約金額が高い理由は何か。	①伐倒駆除は、人力による伐採・切り揃え・燻蒸処理を行うものであり、機械によるチップ化を行う特別伐倒駆除と比べて、人件費・資材費が多くかかる。機械が搬入できない場所で伐倒駆除を実施することから、面積あたりの費用が高くなる。
委員会による意見の具申又は勧告の内容[これらに対し部局長が講じた措置]	特になし		

事務局:九州森林管理局企画調整課

(注1)必要があるときは、各事項を著しく変更することなく、所要の変更を加えることができる。

(注2)公益社団法人等とは、公益社団法人又は公益財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。）をいう。